

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 生活支援
 施策番号: 09 - 01

1 施策の基本情報

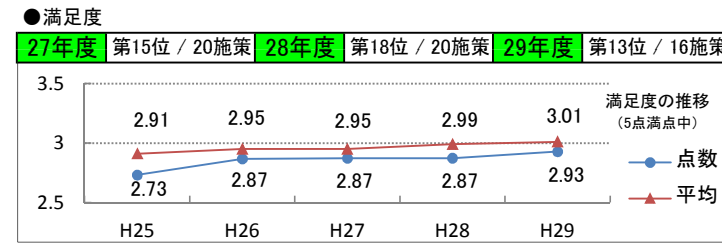
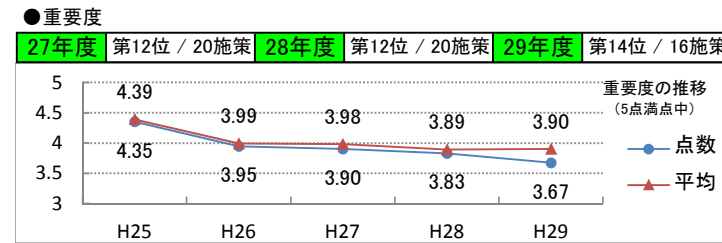
施策名	09 生活支援	展開方向	01 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値						進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A 生活困窮者自立相談支援事業による就労・増収率	↑	70.0 %	—	—	49.3	56.0	80.1		100%
B 自立相談支援窓口にご相談した市民の割合	↑	0.02 %	—	—	0.015	0.015	0.015		75.0%
C 地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合	↑	100 %	83.3	87.1	87.9	96.9	96.9		96.9%
D DV相談・支援件数	↑	764 件	398	526	472	490	634		83.0%
E									

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●幅広い支援に向けた連携 ●生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
------	-----------------------------------------



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■幅広い支援に向けた連携
【生活困窮者に対する支援】	(目的)生活困窮者からの幅広い相談に応じ、様々な課題に対応した支援計画を策定したうえで、就労支援等の実施のほか、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立の促進を図る。
(成果)	①ハローワーク、社会福祉協議会等の関係機関との連携強化により、生活困窮者の早期把握や、細やかな支援による複合的な課題の解決へとつながった。 ◆連絡調整等の状況:他機関との協議・照会等(1,861回)、支援調整会議(59回)、推進協議会(2回)、庁内連携会議(1回) ◆新規相談者数(人口10万人当り月平均):平成28年度の15人から平成29年度の15人と横ばい(目標指標B) ◆継続相談年間延べ件数(実人数):平成27年度2,880件(242人)、平成28年度4,098件(373人)、平成29年度5,705件(450人)と3年で倍増 ◆支援終了者数:平成28年度の160人から平成29年度は272人と大幅に増加(うち就労定着によるものは73人から88人と増加)
(課題)	①窓口の更なる周知やアウトリーチなどで社会的に孤立する人をより多く新規相談につなげる必要があるが、新規相談に対応するためにも、まず、増加し続ける継続相談件数を支援終了に導くことが課題である。そのため、求人事業所を含めた地域の社会資源の開拓や法律、医療等の専門機関への同行などきめ細かな支援と渉外活動が可能な体制を構築する必要がある。さらに、既存の社会資源との連携強化に加え、支援終了への後押しとなる任意事業の実施などによる支援内容の充実が必要となっている。
【DV被害者支援】	(目的)配偶者暴力相談支援センターの機能を強化し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。
(成果)	②被害者本人のみならず、警察や学校、保育所等の他機関からつないでもらい、相談を行った。相談件数は634件あり、緊急一時保護件数は17件である。(目標指標D) ③被害者のニーズに応じ、きめ細かな福祉的ケアを担う配偶者暴力相談支援センターと、被害者の心理的な支援を担う女性センターで交流の場を持ち、双方の役割を再確認した。事例をもとに相談員が抱えている疑問や悩みを出し合いDV支援の理解が深まった。
(課題)	②DVと児童虐待は密接な関係があるため、子どもに関わる相談支援機関と密に連携し被害者の適切な支援に努めることが必要である。
【中国残留邦人等に対する支援】	(目的)中国残留邦人等に対して、経済支援や、日本語教育・通訳派遣等の生活支援を行い、その生活の自立と安定を図る。
(成果)	④生活支援については、利用者数は昨年度同様だが、支援・相談員の働きかけで、個々の利用者の日本語教室等への積極的な参加が促進された。(目標指標C)
(課題)	④利用者の高齢化により通院等の通訳派遣のニーズが高まるなど、対象者の新たなニーズを把握することが課題である。
行政が取り組んでいくこと	■生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】	(目的)相談者の状況に応じて、意欲喚起からマッチングまでの段階的な就労支援を行う。
(成果)	⑤相談者で就労・増収につながった割合は平成28年度の56.0%から、平成29年度は80.1%へと大きく増加した。特に、相談者の個別課題に理解を示す事業所を開拓することで、当窓口からの無料職業紹介によるマッチング件数は平成28年度の42件から平成29年度は91件へと大きく増加した。(目標指標A)
(課題)	⑤社会的に孤立しているなどで、直ちに一般就労が困難な人には中間的就労の活用など支援の幅を充実させていくことも必要である。

平成30年度の取組	
【生活困窮者に対する支援】	①平成30年1月設置の南北保健福祉センターでは、地域福祉計画に基づき、生活困窮者自立支援制度推進協議会等を活用して、南北保健福祉センターと他機関とのネットワークを強化し、包括的・総合的な相談支援機能の充実を図る。 ①上記取組により、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークをより強化し、生活困窮者の早期把握・支援に加えて更なる社会資源の開拓を推進する。
【DV被害者支援】	②平成30年度から始める第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画に則り、DVと児童虐待が密接に関係していることを念頭に置き、要保護児童対策地域協議会に参加して情報を共有し、親子双方に適切なアプローチをすることで、相談から自立まで切れ目のない支援を行っていく。
【中国残留邦人等に対する支援】	④対象者のニーズの把握に努め、扶養義務者の協力も得ながら、対象者に対する働きかけを継続する。
【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】	⑤一般的な就職活動では就職困難な相談者も就労できるよう、引き続き求人開拓及びマッチングを行う。その他、一般就労に限らず、相談者の状況に応じた出口支援(中間的就労等)を推進する。

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目	
【生活困窮者に対する支援】	①制度開始後3年間で多くの生活困窮者の就労定着を確認できている。今後も取組を推進し、更に成果を高めるため、南北保健福祉センター設置後の業務実態の検証を踏まえて、各個人の実情に応じて適宜適切な支援を包括的に行っていくための支援体制の構築を検討する。 ①生活困窮者自立支援法の改正を踏まえ、家計改善支援事業の実施手法等について検討する。 ①研修等による支援員の質の向上や、支援ネットワークを重層化し地域の支援体制を広げていくことによって、支援を必要とする人を早期把握・早期支援し、生活保護に至ることを防止する。

6 施策評価結果

・生活困窮者に対する支援については、就労・増収率が大幅に増加している。一方で、継続相談件数も増加していることから、引き続き、就労支援の受け入れ先の事業者の開拓に取り組むなど、他機関とのネットワークを強化し、相談支援機能の充実を図る。
・生活困窮者自立支援制度における支援メニューの拡充については、現状の分析を行い、必要性等の検証を行う。

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 生活支援
 施策番号: 09 - 02

1 施策の基本情報

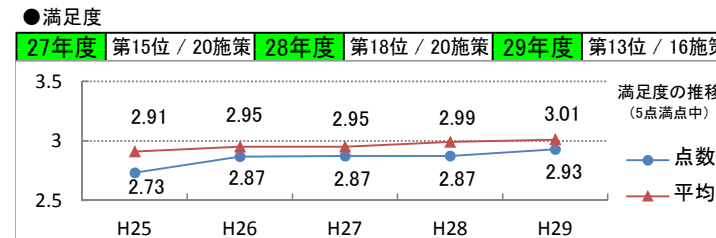
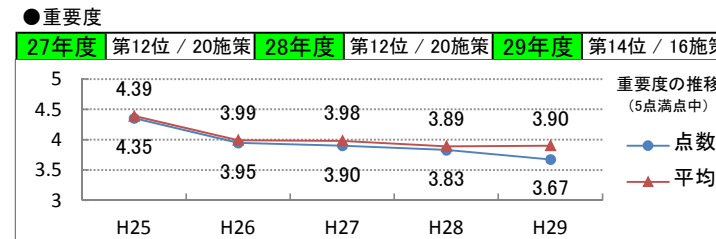
施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (H34)	実績値						進捗率 (H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A 生活保護受給者就労支援事業による就労開始件数	↑	315 件	177	187	245	220	184		58.4%
B 生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数	↑	700 人	531	478	562	628	575		82.1%
C 不正受給による費用徴収決定の適用率	→	1.32 %	1.69	1.72	1.88	1.52	1.32		100%
D 生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	↑	98.5 %	90.7	89.6	93.8	96.9	93.5		94.9%
E									

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●生活保護の適正運営と自立支援
------	-----------------



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 生活困窮者学習支援事業
2	
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■生活保護の適正運営と自立支援
総合戦略 ②・③	
【適正運営】	
(目的)ケースワーカーの訪問活動の充実を図り、適正な制度適用を行う。また、市民の信頼を損なう不正受給には組織的かつ徹底に対応し、不正受給の未然防止の取組を行う。	
(成果)＜参考＞生活保護世帯数 13,956世帯、生活保護受給者数 18,329人、保護率 4.07%(平成30年4月現在)	
①訪問活動件数 平成27年度 37,388件(2.04回) 平成28年度43,624件(2.21回) 平成29年度45,777件(2.30回)	
※件数は不在を含む家庭訪問数、()内は不在を除く1世帯あたりの年間平均訪問回数	
②費用徴収決定件数 平成26年度 315件、平成27年度 347件、平成28年度 279件、平成29年度 242件(目標指標C)	
(課題)	
①人材育成や事務の効率化等の取組により、基本となるケースワーカーの訪問活動は増加しているものの、十分とは言えず、債権管理件数の増加やケース対応の遅れによる業務の増大が課題となっている。引き続き適正な職員配置と効率的な業務を行うため、すでに運用開始後20年が経過した生活保護システムの見直し、更新等着実な実施体制の整備を推進する必要がある。	
②不正受給の適用率については取組を進めた結果、平成29年度は減となっているが、引き続き、不正受給の未然防止に向けての取組を進めるとともに、周知等により低減を図る必要がある。	
【自立支援】	
(目的)「ワークサポートあまがさき」などを活用した求職活動への支援や、直ちに求職活動を行うには課題のある人には就労準備支援事業による支援を行うなど、一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援事業を実施し、就労や経済的自立に向けての支援を行う。	
(成果)＜参考＞就労開始率(目標指標Bに占める目標指標Aの割合) 平成27年度 43.6%、平成28年度 35.0%、平成29年度 32.0%	
③長期離職や就労意欲の減退など求職活動に課題がある人に対しては、自尊感情の回復などを図るセミナーや職業体験等を行う「就労準備支援事業」を活用した。被保護者の登録者69人(うち求職活動への移行者18人、移行者のうち何らかの就労に至った者5人)	
④就労が可能で早期の経済的自立が望まれる世帯へは短期かつ集中的な早期就労支援を行った。	
件数 平成28年度 23件(うち就労開始 9件、就労による自立廃止 2世帯)	
平成29年度 39件(うち就労開始 6件、就労による自立廃止 1世帯)	
⑤「しごと・くらしサポートセンター-尼崎(生活困窮者自立支援担当)」の職業紹介機能の活用により、課題を抱える人も就労の機会を得ることができた。(就労開始件数17件)	
(課題)	
③④高齢世帯の割合が増加(全体の54.1%)していることに加えて、稼働年齢層の中では、働く能力は一定あるが、就労阻害要因(心身の不調や低学歴、就労経験不足等)を複合的に抱えている人も多く、就労につながらず停滞するケースが増加しているため、求職活動支援と就労準備支援の明確化を図り、より一層対象者の段階に適した支援を行うことが求められている。また、就労が可能で早期の経済的自立が望まれる新規保護受給世帯は引き続き減少しており、早期に積極的な支援を行う世帯の選定手法について、見直しを行っていく必要がある。	
【世代間連鎖の防止】	
(目的)生活保護世帯や生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生の児童に対して、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習の支援を行うとともに、社会性や他者との関係を育むことを目的とした体験学習などの学習支援を実施し、高等学校等の進学に繋げ、学歴や能力が原因で生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する。	
(成果)＜参考＞生活保護世帯の子どもの進学率と市内の高等学校等の進学率の差	
平成26年度 7.6ポイント、平成27年度 4.6ポイント、平成28年度 1.4ポイント、平成29年度 5.0ポイント(目標指標D)	
⑥生活保護世帯の中学3年生(191人)の進路調査を行い、ケースワーカーの働き掛けにより積極的な活用につなげた。(平成29年度:中学3年生31人/全体58人登録)	
⑦学習支援事業を利用した子どもに対して中学卒業後も教室への参加を働き掛け、支援員との面談や小中学生と接することで、就学への意欲喚起を行うなど高等学校進学後の中退防止の取組を行った。(平成28年度8人 平成29年度13人)	
(課題)	
⑥⑦事業規模を3ヶ所から4ヶ所へ拡充することとしており、対象児童のいる世帯に対し活用を図るとともに、進学を控えた中学3年生だけではなく、中学3年生以外も含めた需要の把握に努め、更なる拡充も含め引き続き検証を進めていく必要がある。また、子どもの居場所事業など、類似の活動を行っているNPO等の活動内容の情報収集や連携のあり方について検討が必要である。	

平成30年度の取組
【適正運営】
①訪問活動を中心に組織として活性化の取組を進め、生活保護受給者への自立支援に努め適正な制度運用に取り組む。
②実施体制の整備に関しては、人材育成を行いながら、効率的な業務を行うための生活保護システムの整備について、他都市調査や費用対効果の検証を行い、生活保護システムのOSサポートの終了期限となる平成36年度を目途に、更新に向け取り組む。また、南北保健福祉センター設置後の業務実態の検証を踏まえて、効果的な職員配置や組織体制のあり方を検討するなど、さらなる適正運営の取組を行っていく。
③引き続き、課税調査等の取組を徹底するとともに、被保護者に対する不正受給の未然防止に向けた適切な申告等の周知や不正受給に対する取組の公表等を行っていく。
【自立支援】
③④南北保健福祉センター両方で就労準備支援事業、ワークサポートあまがさき、しごと・くらしサポートセンターを開設しており、その活用により、生活保護受給者個々に応じた計画的な支援を行う。また、求職活動支援と就労準備支援の明確化を進め、より一層対象者の段階に適した支援に取り組んでいく。また、早期就労支援では、平成29年度から早期に就労自立可能なものだけでなく、就労に結び付くもの等に支援対象の選定範囲を拡充したところ効果が見込めたため、さらなる支援促進に向け、就労準備支援対象者も含めた早期就労支援の取組を行っていく。
【世代間連鎖の防止】
⑥⑦引き続き、参加が必要な世帯への働き掛けを行うとともに、高等学校進学後の中退防止については、当事業の卒業生が教室に来て現役生と交流するという好循環が生まれているため、積極的に卒業生の受け入れを進めていく。また、類似の活動を行っているNPOなどの活動内容や対象者などの情報収集を行い、連携できる部分を検討していく。

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目
【適正運営】
①事務量の増加しているケースワーカー業務の効率化や進行管理の充実を図ることを目的に、南北保健福祉センター設置後の業務実態の検証を踏まえ、さらなる適正運営を行うための効果的な職員配置や組織体制を検討する。
②生活保護システムの見直し実施後は、ケースワークにおける事務処理の効率化による効果を訪問活動とケース支援の充実にあて、さらに不正受給防止などの適正な制度適用を促進させていく。
【自立支援】
③④対象者の段階に応じた支援を進めるため「就労準備支援事業」に従事する職業体験等相談員の配置を検討する。

6 施策評価結果

・南北保健福祉センターの開設により、福祉と保健の専門職員を一体的に配置するなど、保健福祉に関する総合相談を行うための、効果的・効率的な執行体制を構築することができた。 引き続き、課題に応じた迅速な連携を図っていくとともに、生活保護業務においては、ケースワーカーの訪問回数と質を確保していくため、業務内容の検証を進めていく。
・就労に結び付きにくい生活保護受給者に対する就労準備支援については、平成28年度に実施したソーシャルインパクトボンドの社会実験を踏まえ、課題抽出や支援のステップアップにつなげていくため、取組状況を見える化するともに、NPO等の関係団体とも連携を図る必要がある。
・学習支援については、NPOや民間団体による事業が増加してきたことから、情報共有を図り、連携していく必要がある。